◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

１　掲載日　令和７年１月22日（号外政府調達第12号）

２　訂正内容　28ページ１段目４行目、４⑴中の「①　令和７年３月17日午後１時59分」を「①　令和７年３月26日午前11時29分」に、同27行目、⑸中の「①　令和７年３月17日午後２時」を「①　令和７年３月26日午前11時30分」に、同30行目、⑸中の「令和７年３月14日午後５時」を「①　令和７年３月25日午後５時　②　令和７年３月14日午後５時」に、同37行目、⑹中の「①　令和７年３月17日午後２時」を「①　令和７年３月26日午前11時30分」に、28ページ２段目23行目、「令和７年２月26日午後５時」を「①　令和７年３月24日午前10時　②　令和７年２月26日午後５時」に、29ページ１段目２行目、⑻「①　1：59 P.M., 17 March, 2025」を「①　11：29　A.M.,　26　March,　2025」に、同４行目「5：00　P.M., 14　March, 2025」を「①　5：00　P.M.,　25　March,　2025　②　5：00　P.M.,　14　March, 2025」に訂正します。

入札公告の取消

次のとおり入札公告を取り消します。

令和７年３月11日

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長　尾崎　守正

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

令和７年２月３日付（号外政府調達第20号22ページ）掲載の入札公告「データヘルス改革及び医療ＤＸ推進支援業務一式」を取り消します。

入札公告の取消

次のとおり取り消します。

令和７年３月11日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長　服部　真樹

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

令和７年１月15日付（号外政府調達第７号・41ページ・１段目）掲載の入札公告「⑧　ＴＵＢＥ－ＰＩＴＯＴ／ＳＴＡＴＩＣ１個ほか53点買入」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本公告は、インターネットの入札情報サービス（ＰＰＩ）［https://www.i-ppi.jp/］に掲載されています。

令和７年３月11日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　髙松　　諭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和６年宝立正院海岸宝立地区外災害復旧工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　石川県珠洲市宝立町地先外

⑷　工事内容

護岸工　Ｌ＝3,311m

作業土工

床堀　１式

埋戻し　１式

波返工

コンクリート　Ｖ＝6,758㎥

天端被覆工

コンクリート　Ｖ＝1,796㎥

洗い出し平板ブロック　Ａ＝4,557㎡

排水構造物工

プレキャストＵ型側溝　Ｌ＝2,194m

自由勾配側溝　Ｌ＝977m

緩傾斜護岸工

消波根固ブロック　Ｎ＝7,000個

構造物取壊工（無筋・鉄筋）　Ｖ＝29,532㎥

仮設工（工事用道路工、土留仮締工、水替工）　１式

⑸　工期　全体工期：契約締結日の翌日から令和８年３月31日まで

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する令和６年能登半島地震に係る施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

２）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

３）本工事は、令和６年３月13日付け国土交通本省の事務連絡「令和６年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない工事である。

※通知については、北陸地方整備局ホームページを参照：https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html

４）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

５）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。

６）本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。

７）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

８）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。

９）本工事は、交替制による月単位の週休２日の取り組みを前提とした工事（発注者指定方式）である。なお、当初より交替制による月単位の週休２日（４週８休以上（休日率28.5％））の達成を前提として各経費の補正を行い予定価格に反映させている。

10）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。

11）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。

12）本工事は、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者が工事の始期及び終期を任意に設定できる余裕期間（フレックス方式）工事である。

13）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

14）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

15）本工事は、ＣＣＵＳ義務化モデルの試行工事である。

16）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

17）本工事は、労務費見積尊重宣言の取り組みを行う試行工事である。

18）本工事は、契約締結後に「新たな施工技術等の活用とＰＲに関する工夫」を求める対象工事である。内容の詳細は、特記仕様書によることとする。